

高梁市奨学生募集要項

高梁市教育委員会

高梁市では、将来社会に貢献し得る有為な人材を育成することを目的に、高梁市奨学金貸付条例及び同施行規則に基づき、高等学校又は大学等に在学する学生で、経済的理由により就学困難な者に対し奨学金の貸付を行います。

1 応募資格

- ①高梁市に本籍を有する者又は奨学金申請時、高梁市に引き続き5年以上住所を有する高等学校生徒又は大学等に在学する学生
- ②品行方正にして学業成績優秀な者
- ③身体、精神共に健全にして成業の見込みのある者

2 応募方法

奨学金借入申請書に(注①)「出身学校長又は在学学校長の推薦書」「住民票」「入学許可証の写し又は在学証明書」(注②)「同一生計世帯員の収入状況を証明する書類」その他必要となる書類を添えて、高梁市教育委員会へ申請してください。

(注①) 新一年生は出身校、その他の学年は在学学校の推薦。

(注②) 平成30年1月から同年12月までの年間収入額が証明できる源泉徴収票
または確定申告書〈控〉(税務署の受付印がある写し) など

※ 申請書等は、教育委員会教育総務課、または各地域局で配布しています。
またホームページからのダウンロードも可能です。

3 募集期間 平成31年4月1日(月)～平成31年4月30日(月)
※特別な事情が生じた場合のみ随時申請可能(申請年度の12月20日まで)

4 募集定員 高等学校生徒 3名以内
大学等学生 5名以内

5 貸付月額

高等学校生徒	18,000円
大学等に在学する学生	44,000円

6 貸付の決定 5月の教育委員会において決定後、5月下旬に選考結果を通知します。
※選考基準：世帯収入所得・学業成績等

7 奨学金の返還 奨学金は、卒業後満1ヵ年を経過した翌月から貸与を受けた月数の3倍に相当する期間中に返還していただきます。
【例 4年間貸与を受けた場合：1年間の据え置き後、12年間以内で返還】

8 返還免除制度 返還期間中、市内居住要件等を満たせば一定額の免除が受けられる制度です。

応募書類提出場所及び問い合わせ先

高梁市松原通 2043 高梁市教育委員会教育総務課総務係 TEL21-1500